

許可の基準(個別基準)

1 自家広告物

自家広告物とは: 自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの					
区分	広告物の種類	許可地域内			禁止地域
		道路及び鉄道で知事が指定する区域		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
自家 広告物	野立広告物	表示面積 1基につき50㎡以下 高さ 15m以下			表示面積 1事業所等あたり 合計50㎡以下 その他の基準 広告物の種類に 応じて、左欄の基 準を満たすこと
	屋上広告物	個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下			
	壁面広告物	表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁 面面積の1/2以下			
	突出広告物	個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 下端の高さ ・歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・車道上にあっては地表から4.7m以上 道路上への出幅 1m以下			
許可申請		許可申請が必要 ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては、許可申請不要			

2 案内用広告物、道標等

案内用広告物とは: 自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの 道標等とは: 道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物					
区分	広告物の種類	許可地域内			禁止地域
		道路及び鉄道で知事が指定する区域		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
案内用 広告物 道標等	野立広告物	表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下	表示面積 1面4㎡以下 合計8㎡以下 集合看板 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ 5m以下	表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下	表示面積 1面2㎡以下 合計4㎡以下 集合看板 1面10㎡以下 合計20㎡以下 高さ 野立広告物のみ5 m以下
	屋上広告物	個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下			その他の基準 広告物の種類に 応じて、左欄の基 準を満たすこと
	壁面広告物	表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁 面面積の1/2以下			
	突出広告物	個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 下端の高さ ・歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・車道上にあっては地表から4.7m以上 道路上への出幅 1m以下			
許可申請		案内用広告は、すべて許可申請が必要 道標等は、2㎡以下のものについては、許可申請不要			

3 その他の広告物

自家広告物とは: 自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの					
区分	広告物の種類	許可地域内			禁止地域
		道路及び鉄道で知事が指定する区域		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
その他 の 広告物	野立広告物	表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下	表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下 路線からの距離 30m以上 広告物相互距離 50m以上 高速道路・新幹線 路線の両側500m 以上1,000m以内 の区域は300m以 上	表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下	不 可
	屋上広告物	個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下			
	壁面広告物	表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁 面面積の1/2以下			
	突出広告物	個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) 表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) 下端の高さ ・歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・車道上にあっては地表から4.7m以上 道路上への出幅 1m以下			
許可申請		すべて許可申請が必要 ただし、管理用広告物については、右欄のとおり。			

案内用広告物、道標等のその他の基準

- (許可地域内の「道路及び鉄道で知事が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合)
- ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。
- イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。
- ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。

管理用広告物の許可申請

管理用広告物とは: 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの

- ・表示面積が1個2㎡以下は許可申請不要
- ・表示面積が1個2㎡超は許可申請必要。ただし、禁止地域内は不可

禁止地域

- ・第1・2種低層住居専用地域
- ・緑地保全地区(仲森緑地保全地区)
- ・史跡名勝天然記念物に指定された地域
 - (1)乙塚古墳附段尻巻古墳
 - (2)元屋敷陶器窯跡
 - (3)美濃の壺石
 - (4)白山神社のハナノキ及びヒトツバタゴ
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間
- ・道路、鉄道で知事が指定する区間
 - (1)一般国道19号 多治見市境～土岐大橋まで
 - (2)一般国道21号 中央自動車道以北
 - (3)東海旅客鉄道 中央線市内全区間
- ・道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域(高速自動車国道及び自動車専用道路の路線両側500m未満の区域。但し、都市計画法の用途区域は除く)
- ・交差点、踏切等で交通安全上必要があるとして知事が指定する地域
- ・都市公園の区域
- ・官公署、学校、図書館、公民館、体育館、官公立の病院等
 - (1)信号機の設置されている交差点
 - (2)一般国道又は県道との交差点
 - (3)一般国道又は県道と鉄道の踏切
 - (4) (1)及び(2)の交差点及び(3)の踏切から30m以内の一般国道又は県道及び(1)(2)(3)の道路に歩道、車道の区分がないときは、その道路の両側5m以内の区域(但し、高さが7m以上の屋上広告は除く)

許可地域

- ・道路、鉄道等で知事が指定する区間
 - (1)一般国道19号 土岐大橋～瑞浪市境まで
 - (2)一般国道21号 国道19号との交差点～中央自動車道まで
 - (3)一般国道363号 市内全区間
 - (4)県道土岐可児線 国道19号との交差点～可児市境まで
- ・道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
 - (1)高速自動車国道及び自動車専用道路の路線両側1,000m以内の区域。但し、禁止地域等の区域は除く
 - (2)一般国道19号の路線両側1,000m以内の区域
 - (3)一般国道21号の路線両側1,000m以内の区域
 - (4)一般国道363号の路線両側1,000m以内の区域
 - (5)県道土岐可児線の路線両側1,000m以内の区域
 - (6)東海旅客鉄道中央本線の路線両側1,000m以内の区域
- ・都市計画区域(土岐市全域)